注　備付書類が電磁的記録によるものの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3　無線設備等

一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　無線局事項書関係		
⑴　免許人の氏名又は名称並びに住所	免許記録及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	［略］
⑵　無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許記録及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	［略］
［2　略］		

［一の二～三　略］

第２　船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

［1　略］

2　法第60条の時計及び備付書類等

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
［1　略］		
2　備付書類		
⑴　免許記録	備付け（掲示を含む。）の有無等を調べる。備付けは、施行規則第38条第１項の表注一（掲示にあっては、同条第２項）に掲げる方法によるものとなっているか確認する。	備付け及び掲示の有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
［⑵　略］		
⑶　その他の書類免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の	備付けの有無及び現行化の適否を調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。

注　免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けている場合又は当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3　［同左］

一　［同左］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　［同左］		
⑴　［同左］	免許状又はその電磁的記録による写し（無線航行移動局を除く。）及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	［同左］
⑵　［同左］	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許状又はその電磁的記録による写し（無線航行移動局を除く。）及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	［同左］
［2　同左］		

［一の二～三　同左］

第２　［同左］

［1　同左］

2　［同左］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
［1　同左］		
2　［同左］		
⑴　免許状	備付けの有無等を調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
［⑵　同左］		
⑶　［同左］	備付けの有無及び現行化の適否を調べる。 なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。